

釜利谷小学校

いじめ防止基本方針

釜利谷小学校は「釜利谷小学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめのない学校づくりを目指します。

平成26年2月 策定
(令和4年4月7日 改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。

けんかのように見えてもいじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが大切。

○好意から行った行為が、意図せずに相手側児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまう場合もある。

○いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」のほかに「観衆」「傍観者」の4層構造になっている。

「観衆」も「傍観者」も「いじめる側」の立場である。

○いじめの態様には次のようなものが考えられる。

- ① 言葉によるいじめ(冷やかす、からかい、悪口、脅し、嫌なことを言われる)
- ② 暴力(軽くぶつかられたり、遊びのつもりで叩かれたり蹴られたりする)
- ③ 仲間外れ、集団による無視
- ④ 金品をたかられる
- ⑤ 金品隠し(金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする)
- ⑥ 強要(いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする)
- ⑦ ネットいじめ(パソコンや携帯電話、スマートフォンで、誹謗中傷やいやなことをされる)
- ⑧ その他

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けての最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所として機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

○いじめの原因はさまざまで、複雑に絡み合っている場合が多い。

- ① 心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。)

→うっぶん晴らし、怒りや憎しみ

- ② 集団内の異質なものへの嫌悪感情(基準から外れたものに対して嫌悪感や排除意識を向ける)

→違和感、排除するための行為の正当化

- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者になることへの回避感情
- ⑥ その他(関心を引くため、仲間に引き入れるため)

○いじめを防止する基本的な方向性

- ① 「いじめ」は、どの子どもにも起こる可能性のある、最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、広く社会全体で取り組む必要がある。
- ③ いじめのない子ども社会を実現するために、学校、行政機関、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、相互に協力し活動する必要がある。
- ④ 子ども自身がいじめを許さない子ども社会の実現に努められるように指導する。

○いじめを防止するためには、いじめの起きない風土づくりに努めるとともに、いじめを察知した場合には、迅速で適切な指導による解決が必要である。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、各ブロック児童指導担当、個別支援学級主任
(いじめが発生した学級担任、学年主任)

必要に応じて、心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)の参加を求める。

(2) 委員会の運営

(ア)「学校いじめ防止対策委員会」を月に一回以上定期的に開催し、組織的に取り組むこと。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに開催する。

(イ) 学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定し、いじめに関する情報の収集や記録、会議録の作成、保管をし、進捗の管理を行う。

(ウ) 重大事態が起こった場合は、「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって調査を行う。

(エ) 校内児童指導委員会と連携し、いじめ防止に向けた年間計画の作成や PDCA サイクルでの検証を行う。

(3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

(ア) 未然防止に向けて

・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。

→自尊感情の構築、わかる授業、楽しい学級、めりはりのある指導 等

・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童及び保護者に周知する。

→学校ホームページや学校説明会、4月の朝会などの機会を活用する。

(イ) 早期発見・事案対処について

・いじめの相談、通報の窓口を設置する。

→児童支援専任の存在を児童にも保護者にも伝える。

→担任や養護教諭等でも相談窓口となる。

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報を収集・記録し、共有する。 →学年研究会、学級懇談会、個人面談等

・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。

→児童・保護者からの情報・生活アンケート・いじめアンケート・聴き取り調査

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(ウ) 取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正する。

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む)

→毎年度末には、いじめ防止対策委員会で見直しを図り必要に応じて改定する。また、年度始めに学校ホームページなどで新たなものを公表する。

3 いじめ未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

○規律・約束を守る

学習準備をし、授業の始まりのあいさつをして授業に入る。係や当番活動は、責任をもって取り組む。他者を傷つける言動はしない。そのような学級づくりに家庭と協力して取り組む。

○学力保障

分かる授業をつくり上げる。どの子にも分かるように学習を組み立て、板書や学習活動を工夫する。また、教材研究をし、児童のつまづきを知り、そのつまづきを取り除くように手立てを考える。

○教科担任制

特に中学年、高学年においては、一人の児童を多くの職員で見守り、個々の変容や成長をとらえ、小さな変化も見逃さないようにする。また、かかわる職員との信頼関係が相談窓口につながる。

○自己有用感を育てる

たてわり活動を通して、児童自ら人と関わることの喜びや大切さに気付き、互いに関わり合いながら「人の役に立っている。」「他者から認められている。」といった自己有用感を育むようにする。

○人権教育の推進

釜利谷小人権めあてに基づいて、各ブロックのめあてを設定し、年間を通していじめを見逃さない気持ち育てる活動を行う。人権週間では、「にこにこ人権学習」「人権授業」などで、いじめについて考えたり話し合ったりする機会をつくる。

釜利谷小人権めあてをもとに、いじめのない学校づくりの柱とする。

釜小人権めあて みんなが安心して過ごせる釜小にしよう

ブロックめあて

- 低学年・・・心をこめてあいさつをしよう
- 中学年・・・自分や友達のよいところを見つけよう
- 高学年・・・相手の気持ちを考えて相手が喜ぶ行動をしよう

(2) いじめの早期発見

いじめの疑いがあるときは、学級担任や一部の教職員で抱えることなく、必ず「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって判断や対応を行う。

- ・友人関係、集団作り、個々の社会性の育成を図るために、6月までに横浜プログラムアセスメントの生活アンケートを行う。その結果をもとに、よりよい学級集団を目指して、人間関係を育てる。
- ・「いじめ防止アンケート」（6月・12月）を行い児童の様子を調査し、児童の「いじめ」に対する意識を把握する。
- ・日々の健康観察においても児童の様子の変化に気を配り、養護教諭と情報を交換し合い連携を図る。
- ・休み時間の様子や登下校の様子を見て、友人関係等の情報を集め「いじめ」の発見に努める。
- ・学年研究会や低、中、高学年のブロックでの児童理解のケース会議等においては情報交換を通して、気になることがある場合は、全職員で共通理解し、「いじめ」の早期発見に努める。
- ・学級で「いじめ」が起きたときに、見ていて何もしない（感じない）人もいじめに加担していることになると丁寧に説明し、具体的な行動の方法を伝える。

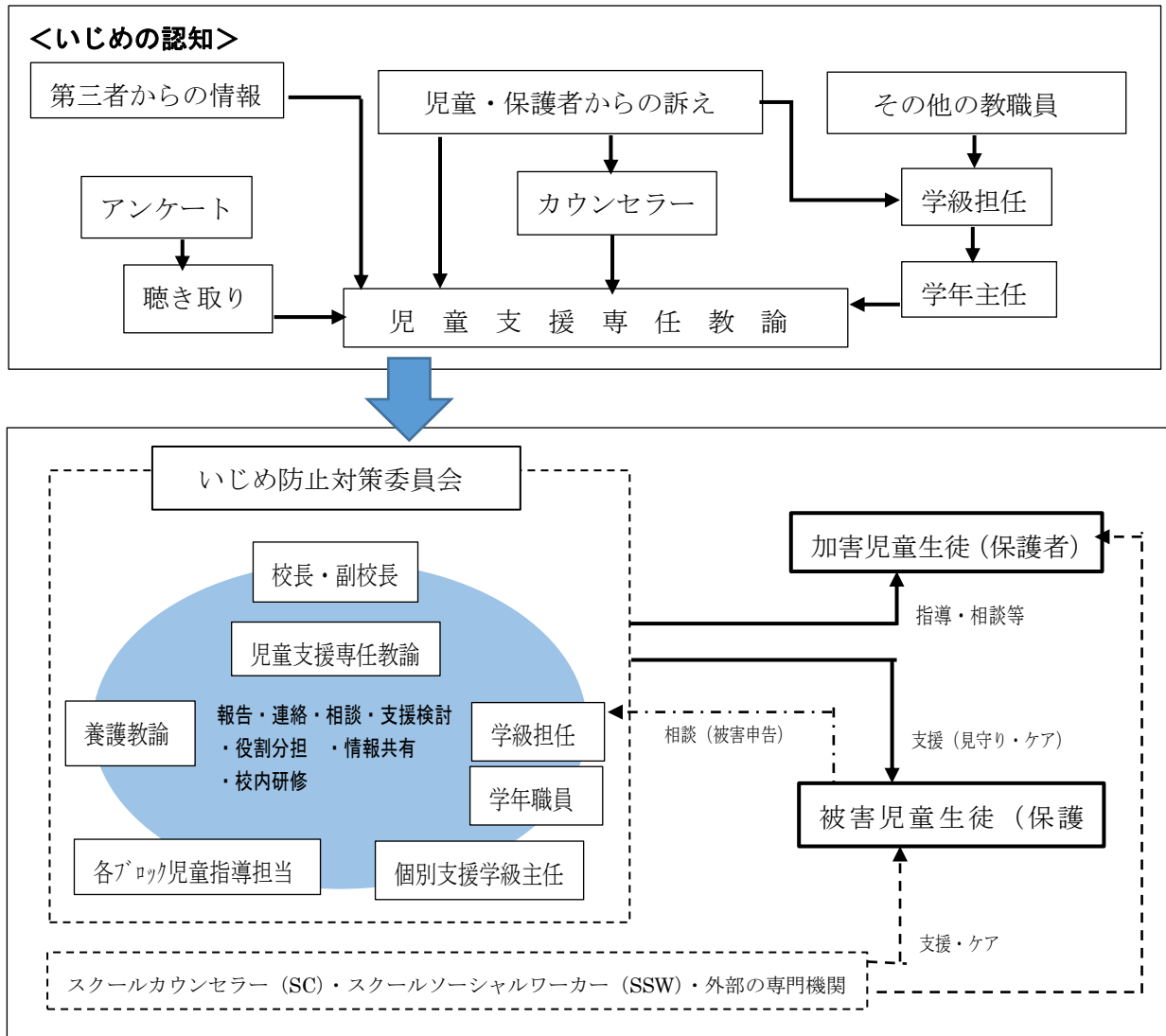
(3) いじめに対する措置

○初期対応

- ・学校いじめ防止対策委員会を直ちに開き、事実把握と指導の方針を検討する。
 - ・役割分担を明確にする。（情報収集、記録、保護者対応等）
 - ・二次的なトラブルを防止するための対応を徹底する。
 - ① いじめを受けた児童からの丁寧な聞き取りと心のケア。
 - ② いじめを受けた児童の意向を生かした正確な実態把握といじめを行った児童への聞き取りおよび指導。
 - ③ いじめを受けた児童の保護者への説明及び意向の確認と支援。
 - ④ いじめを受けた児童の保護者の意向を生かしたいじめを行った児童の保護者への説明及び指導と支援の依頼。
- 中・長期的な対応

- ・複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用）、報告会、全体研修会の実施。
- ・5W1H（いつ、どこで、だれが、何を、どのように）を記録、報告、情報共有の継続。
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり。
- ・いじめを許さない児童間の風土づくり。

○対応の流れ



(4) いじめの解消

いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

年度始めに「いじめ防止基本方針」の確認を行い、全職員がいじめを許さない毅然とした態度を身に付けられるようにする。

いじめ防止研修・児童理解研修・危機管理研修・発達の課題に関する研修・人権研修 等

(6) 学校運営協議会等の活用

教育懇話会や学校運営協議会で、いじめを防止する、いじめは許さないという思いを、地域や保護者とともに考え、いじめ防止基本方針をよりよく改善するため、また、いじめ問題などを地域、保護者等と共有して対応する。

(7) 取組の年間計画

* 感染症対策により変更になることがあります。

月	取組内容	保護者・地域への発信
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義・いじめ防止基本方針の確認 釜小ルールの確認 児童理解研修	学年集会、学級懇談会等で基本方針説明
5月	YPアセスメント実施 なかよしタイム①	地域訪問 学校説明会
6月	YPアセスメント支援検討会 いじめ防止アンケート	学・家・地連で情報共有 教育懇話会で情報共有
7月	横浜子ども会議(釜利谷中ブロック) なかよしタイム②	個人面談
8月	横浜子ども会議(金沢区) 特別支援教育校内研修	
9月	携帯・スマホ安全教室実施 なかよしタイム③	
10月	YPアセスメント実施、 YPアセスメント支援検討会	
11月	なかよしタイム④ 人権校内研修	
12月	人権週間、子ども人権会議 いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・ミニ面談)	個人面談
1月	なかよしタイム⑤	
2月	なかよしタイム⑥	新1年生保護者説明会 教育懇話会で成果と課題報告
3月	なかよしタイム⑦ いじめ防止基本方針の振り返り 年間の振り返り、新年度への引継ぎ	学校説明会
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時) 児童理解(月1回・随時)	

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

(2) 発生の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合(「疑い」も含む)は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回以上の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。